

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例

平成22年3月30日

条例第15号

改正 平成24年3月30日条例第27号

改正 平成29年3月28日条例第14号

改正 平成29年10月20日条例第59号

改正 令和元年7月16日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、県内において地域医療に関連する診療科を担当する医師が不足し、その確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、将来県内において地域医療を担う有能な人材の育成及び確保を図るため、神奈川県地域医療医師修学資金の貸付に関し必要な事項を定め、もって良質かつ適切な地域医療を効率的に提供する体制の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域医療医師育成課程 将来県内において産科（産科の診療を行う産婦人科を含む。）、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科及び総合診療を担う診療科（第5号において「地域医療関連診療科」という。）を担当する医師の育成及び確保を図るための医学を履修する課程として学校法人北里研究所、学校法人聖マリアンナ医科大学及び学校法人東海大学、学校法人東海大学及び公立大学法人横浜市立大学が設置する大学（以下「大学」という。）に置かれる課程をいう。
- (2) 県内出身者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 大学に入学した時点において、県内に1年以上居住したことがある者
 - イ 県内の高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (3) 指定医療機関 神奈川県地域医療医師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを受けた者が医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を修了した時に、医師の業務に従事する医療機関として知事が指定する病院又は診療所をいう。
- (4) 特定期間 第6条に規定する修学資金の貸付期間（以下「貸付期間」という。）（第7条第1項に規定する休学等の期間を除く。）の2分の3に相当する期間をいう。
- (5) 指定診療科 地域医療関連診療科のうち、修学資金の貸付けを受ける者（以下「修学生」という。）が大学を卒業し、臨床研修を修了するまでに、知事が指定する診療科をいう。
- (6) 特定臨床研修 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第3条第1号の基幹型臨床研修病院として医師法第16条の2第1項の規定による指定を受けた病院であって、県内に所在するものが作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修をいう。
- (7) 特定医師業務 県内に所在する指定医療機関における特定診療科を担当する医師の業務をいう。

(修学資金の貸付け)

第3条 県は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者に修学資金を貸し付ける。

- (1) 地域医療医師育成課程を履修する者として大学に入学（転入学、編入学及び再入学を除く。以下同じ。）を許可された者であって、当該入学の日から起算して1年を経過しない者であること。
- (2) 県内出身者であること。
- (3) 学業成績が優れ、性行が正しく、かつ、身体が健康であること。
- (4) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33第1項に規定するキャリア形成プログラム（以下「キャリア形成プログラム」という。）を選択し、当該キャリア形成プログラムに従い、特定臨床研修及び特定医師業務に特定期間以上の期間従事する意思を有すること。

2 修学資金（第8条の規定により貸付けが廃止された場合にあつては、当該廃止された日の属する月の分までのものとして貸し付けられた修学資金）には、貸付けを受けた日の翌日から同条の規定により貸付けが廃止された日又は貸付期間が終了する月の末日までの日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付する。

3 前項に規定する利息の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は閏^{じゅん}年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(修学生の選考)

第4条 知事は、選考によって修学生を決定する。

(修学資金の月額)

第5条 修学資金の額は、月額10万円とする。

(貸付期間)

第6条 修学資金の貸付期間は、大学に入学する日の属する月から大学を卒業する日の属する月までとする。

(貸付けの休止)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事由（次項において「休学等の事由」という。）が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの期間（同項において「休学等の期間」という。）の分の修学資金の貸付けを休止することができる。

- (1) 休学したとき。
- (2) 停学の処分を受けたとき。
- (3) 留年したとき。

2 前項の場合において、休学等の期間の分の修学資金として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該休学等の事由が消滅した日の属する月の翌月以後の分として貸し付けられたものとみなす。

(貸付けの廃止)

第8条 修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを廃止する。

- (1) 大学を退学し、又は退学させられたとき。
- (2) 修学生であることを辞退したとき。

- (3) 心身の故障のため、大学を卒業する見込みがなくなると認められるとき。
- (4) 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。
- (5) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかとなったとき。
- (6) 第6学年時に、キャリア形成プログラムを選択しなかったとき。
- (7) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(返還)

第9条 修学資金の貸付けを受けた者は、貸付期間が満了したとき又は前条の規定により修学資金の貸付けが廃止されたときは、貸付けを受けた修学資金の全額と、第3条第2項に規定する利息の額を合計した額（以下「修学資金等」という。）を貸付期間が満了した日又は前条の規定により修学資金の貸付けが廃止された日の翌日から起算して1月以内に返還しなければならない。ただし、知事がこれにより難いと認めるときは、規則で定めるところにより、返還することができる。

(債務の当然免除)

第10条 修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、返還の債務を免除する。

- (1) 次に掲げる場合のいずれにも該当した場合において、キャリア形成プログラムに従い、特定臨床研修及び特定医師業務に継続して従事した期間（以下「継続従事期間」という。）が、特定期間に達したとき。

ア 大学を卒業した日（同日の属する年度内に実施された医師法第9条に規定する医師国家試験に合格しなかった場合にあつては、同日から起算して1年を経過する日）の属する月の末日（災害、負傷、疾病その他規則で定めるやむを得ない事由（以下この条において「災害等」という。）が生じた場合にあつては、知事が定める日）までに医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第3条第1号の基幹型臨床研修病院として特定臨床研修を受けることが決定し、当該特定臨床研修を修了したとき。

イ 臨床研修が修了した日の属する月の末日（災害等が生じた場合にあつては、知事が定める日）までに特定医師業務に従事することが決定し、当該特定医師業務に従事したとき。

- (2) 継続従事期間が特定期間に達するまでの間において、特定医師業務上の事由により死亡し、又は心身に故障が生じたため当該特定医師業務に従事できなくなったとき。

2 前項第1号の場合において、災害等により特定医師業務に従事できなかったときは、引き続き当該特定医師業務に従事したものとみなす。ただし、継続従事期間には、特定医師業務に従事できなかった期間は算入しない。

(債務の裁量免除)

第 11 条 第 9 条の規定にかかわらず、知事は、修学資金の貸付けを受けた者が、死亡、心身の故障その他特別の事情により修学資金等を返還する能力を失ったと認められるときは、債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還の当然猶予)

第 12 条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が第 10 条第 1 項第 1 号の規定の適用を受けることとなると認められるときは、当該事情が継続している間、修学資金等の返還を猶予する。

(返還の裁量猶予)

第 13 条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が被災、心身の故障その他特別の事情により修学資金等の返還が困難であると認められるときは、当該事情が継続している間、修学資金等の返還を猶予することができる。

(延滞利息の徴収)

第 14 条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が正当な理由がなくて修学資金等を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき年 14.5 パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収することができる。

2 第 3 条第 3 項の規定は、前項の延滞利息について準用する。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日条例第 27 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 28 日条例第 14 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前における神奈川県産科等医師修学資金又は神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けを受ける者に係る診療科の指定は、この条例による改正後の各条例の規定による指定とみなす。

附 則 (平成 29 年 10 月 20 日条例第 59 号)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日前に神奈川県産科等医師修学資金又は神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けの決定を受けた者に係る債務の当然免除については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年 7 月 16 日条例第 19 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日 (以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の神奈川

県地域医療医師修学資金貸付条例の規定により神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者が令和2年3月31日までに医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の13第1項に規定するキャリア形成プログラム（以下「キャリア形成プログラム」という。）を選択したときは、この限りでない。この場合において、この条例による改正後の神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例（以下「新条例」という。）第10条第1項第1号中「キャリア形成プログラム」とあるのは「修学資金の貸付けを受けた者がキャリア形成プログラムを選択した後にあっては同プログラム」と、「、特定臨床研修」とあるのは「、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条第1号の基幹型臨床研修病院として医師法第16条の2第1項の規定による指定を受けた病院が作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修」と、同号ア中「までに特定臨床研修」とあるのは「までに医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条第1号の基幹型臨床研修病院として医師法第16条の2第1項の規定による指定を受けた病院が作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修」と、「当該特定臨床研修」とあるのは「当該臨床研修」とする。

（神奈川県産科等医師修学資金貸付条例の廃止に伴う経過措置）

- 4 施行日前にこの条例による廃止前の神奈川県産科等医師修学資金貸付条例の規定により神奈川県産科等医師修学資金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。
- 5 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者が令和2年3月31日までにキャリア形成プログラムを選択した場合における当該者に係る神奈川県産科等医師修学資金の貸付けの休止及び廃止、返還、返還債務の免除、返還の猶予並びに延滞利息の徴収については、新条例第7条から第14条までの規定を準用する。この場合において、新条例第10条第1項第1号中「キャリア形成プログラム」とあるのは「修学資金の貸付けを受けた者がキャリア形成プログラムを選択した後にあっては同プログラム」と、「、特定臨床研修」とあるのは「、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条第1号の基幹型臨床研修病院として医師法第16条の2第1項の規定による指定を受けた病院が作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修」と、同号ア中「までに特定臨床研修」とあるのは「までに医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条第1号の基幹型臨床研修病院として医師法第16条の2第1項の規定による指定を受けた病院が作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修」と、「当該特定臨床研修」とあるのは「当該臨床研修」と読み替えるものとする。